医療情報システム部門
事業継続計画（BCP）

医療法人　久晴会
わかみや内科消化器外科クリニック

目　　次

第１章 総則

１　策定目的

本事業継続計画（以下、本 BCP という）は、医療機関名（以下、当院という）においてサイバーインシデント発生時における組織的対応の基本方針及び職員の取るべき行動の基本原則を示すことによって、サイバー攻撃に対応する体制の速やかな構築と、組織としての適切な対応の実施に資することを目的とする。

２　基本方針

当院は、個人情報の保護と医療サービスの継続性を確保するために、以下の方針に基づき、サイバーセキュリティ対策の水準を高めていく。

（１）サイバー攻撃による被害を極小化し、速やかな現状復帰を目指す。

（２）患者の信頼と業務継続性の確保のため、院内の即応体制を整備し、実際の被害状況に応じて柔軟な対応を行う。

３　対象範囲

対象とする医療情報システムは以下の通り。

①電子カルテシステム

②医事会計システム（レセプト）

③医用画像システム

④各種部門システム（検査、処方など）

⑤オーダリングシステム

⑥リハビリ用カルテシステム

４　想定する事象

本ＢＣＰで想定する事象とは、以下のサイバー攻撃による医療情報システムの利用停止、または医療情報の漏えいまたはそのおそれとする。

①標的型メール攻撃

②不正アクセス等

③マルウェア感染（ランサムウェアを含む）

④上記の予兆と思われる事象

５　文書の管理および周知

本ＢＣＰは、医療法人久晴会理事長、役員及び各部署主任にて現状を適切に反映した原本及び関連資料の整備を行い、当院の全職員に開示周知する。

第２章 体制整備

平時において、非常時に備えたサイバーセキュリティの体制整備を以下のとおり行う。

１　医療情報システム安全管理責任者

院長　赤澤祥弘を当院における医療情報システム安全管理責任者とし、サイバーセキュリティの連絡体制図及び外部関係機関の連絡先を別紙１のとおり定める。

【別紙１・連絡体制図参照】

２　情報機器台帳

医療情報システム安全管理責任者は、情報機器の現況を反映した管理台帳を別紙２のとおり整備する。併せて、定期的に棚卸しを行い、機器の所在と稼働状況の確認を行う。

【別紙２・情報機器台帳参照】

３　代替運用

各システムが利用できなくなった場合、その業務内容の代替手段を以下のとおり定める。

表１：業務内容に対する代替手段（例）

業務内容	システム	代替手段
診療録等	電子カルテシステム	紙運用
処方・検査	オーダリングシステム	紙運用（カーボンコピー）
会計	医事会計システム	未収扱いを検討

４　バックアップ体制

サイバーインシデント発生時に備えた、データとシステムのバックアップの頻度、作成方法及び復旧方法について以下のとおり定める。

表２：バックアップの作成と復旧方法（例）

システム	頻度	作成方法	復旧方法
電子カルテ及び会計システム	１日	バックアップサーバにデータベースのバックアップを作成する	データベースを再構築した後に、バックアップサーバのデータを復元する
	７日	磁気テープ・光学メディア・外付け HDD 等にデータベースとシステムファイルのバックアップを作成する	システムの OS を再構築した後に、磁気テープのシステムファイルとデータベースのデータを復元する

第３章　サイバーインシデント発生時の対応

１　初動対応

（１）発生事象の発見・報告

事象の発見者は、速やかに以下の内容を医療情報システム安全管理責任者へ報告する。

発見日時・経緯、発生状況、処置内容

（２）被害拡大防止・二次被害抑止

医療情報システム安全管理責任者は、被害拡大防止や二次被害抑止の観点で、以下の対応または指示を速やかに実施する。

①事象が発生した該当端末等を社内ＬＡＮやインターネット等のネットワークから切り離す。

②類似事象が他部門で発生していないかを確認し、発生している場合はネットワークを停止する。

（３）証拠保全・原因調査

医療情報システム安全管理責任者は、サイバー攻撃の原因や被害範囲の特定のために、以下の対応を行う。

①発生した事実関係を時系列で整理し、情報を管理する。

②端末初期化等を控えるよう指示し、外部調査に必要なシステム上の証拠を保全する。

（４）外部関係先への連絡

医療情報システム安全管理責任者は、別紙１・連絡体制図に記載のある連絡先に速やかに状況を連絡する。

２　業務継続対応

（１）業務復旧対応

早期に通常業務に戻るために、以下の対応を行う。

①システム復旧について、システム事業者と連携し、その可否を判断する。

②データ復旧について、バックアップデータの復旧手順に従い、データ復旧可否を判断する。

（２）診療可否の判断と診療形態の決定

診療継続と判断した場合、提供可能な診療形態を速やかに決定する。

附則

本ＢＣＰは、令和７年４月１日から施行する。